

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 揖斐川事務所空調設備更新工事
- 2 工 事 場 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町長良319-1
- 3 工 期 契約締結の翌日から70日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません
- 2 見積参加要件 機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「暖冷房・衛生設備工事」の認定を受けていること
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)見積書提出期限 **令和7年11月13日 12:00 まで**
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
 - 5)質 問 書 **令和7年11月5日 12:00 まで**
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年11月14日 12:00 までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。

令和7年10月30日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	揖斐川事務所空調設備更新工事	
工事場所	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良319-1	
工期	契約締結の翌日から70日間	
見積参加要件	機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「暖冷房・衛生設備工事」の認定を受けていること	
主な発注内容	本工事は、揖斐川事務所情報機器室において、空調設備が不調となっていることから、改修工事を行うものである。	
見積書提出期限	令和7年11月13日	12:00
質問書提出期限	令和7年11月5日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_jbinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 里西 星哉	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

揖斐川事務所空調設備更新工事

仕様書

令和 7 年10月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

I 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、揖斐川事務所空調設備更新工事（以下「本工事」という。）に適用する。

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から④の順番のとおりとする。

- ① 質問回答書（②から④までに対するもの）
- ② 現場説明書
- ③ 仕様書
- ④ 図面

II 工事概要

1 工事場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 319-1

2 工事内容

機械設備改修工事 1 式
直接仮設、空気調和設備、発生材処理

3 工期

（１）工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から 70 日間とする。

なお、休日には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

4 施工条件（2.3.4）

本工事における施工条件は、次のとおりである。

- ・施工時間は原則、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。（準備、後片付けを除く。）
- ・建物内は職員等が執務しているため、施工に当たっては執務に支障とならないよう留意すること。
- ・工事中は既存箇所に損傷を与えないよう適切な養生及び施工を行い、受注者の不注意により、既存箇所に損傷等を与えた場合は受注者の責任において復旧するものとする。

第1編 総 則

1 準拠基準

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- ① 営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）
- ② 営繕部監修 機械設備工事監理指針（令和4年版）

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- （1）受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- （2）（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- （3）（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

3 疑義に対する協議等

仕様書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の取合い等の関係で困難または不都合な場合が生じたときは、担当者と協議を行い必要に応じて設計変更を行う。

4 建設副産物等（2.1.25）

（1）建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を次の国土交通省ホームページに掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、作業計画書に添付し、担当職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は、工事完成時に担当職員に提出するものとする。

（2）建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物は、次に示す搬出先区分に従い搬出する。

また、その他の建設副産物は、関係法令に基づき、受注者の責において適正に処理する。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については担当職員と協議の上、設計変更の対象とすることができる。

また、これらの指定副産物の運搬及び処理を外に下請けさせる場合は、それぞれの許可業者でなければならない。

建設副産物	搬出先区分	処理施設	受入場所	搬出距離
金属くず	再資源化施設	(有) ナカタツ環境	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 213-1	≒ 1km

廃プラスチック類	再資源 化施設	(有) ナカタツ環境	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 213-1	≒ 1km
----------	------------	------------	--------------------	-------

(3) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して担当職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(4) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して担当職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5 主任技術者

本工事の主任技術者は、次の者でなければならない。

建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち1級管工事施工管理技士若しくは2級管工事施工管理技士の資格を有する者

6 ウィルス対策

受注者は、担当職員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出を行わなければならない。

また、担当職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

7 参考資料の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、請書第1条の別冊の仕様書及び図面ではない。

8 工事関係図書

本工事における工事関係図書は、次のとおりである。

- ① 作業工程表
- ② 作業計画書
- ③ 工事の記録（工事打合せ簿、試験記録、工事写真、品質証明資料）
- ④ その他、担当職員が指示するもの。

9 環境への配慮

本工事に使用する機材のうち次に示すものについては、国等による「環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく判断基準に適合した機材とする。

・エアコンディショナー等

10 機材の品質等

特定の機材が明記された場合は、当該機材又は同等品とする。

11 石綿含有建材の調査

関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- ① 調査範囲は、改修範囲とする。
- ② 調査は、既存の完成図書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、担当職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ必要な手続き等を行う。
- ③ 調査の結果、設計図書と異なる場合は、担当職員と協議する。

12 成果品の納品等

工事書類（工事写真を除く）は紙で提出する。ただし、紙で提出するまでの連絡は積極的にメール等を活用する。

13 完成図書等

工事完成図書は次のとおり提出する。

- ① 完成図面（8 工事関係図書に A3 版を折り込んで綴じる）
- ② 保全に関する資料（納入仕様書、保証書、取扱説明書等）

14 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の実施のため、パソコン等の情報機器を使用するに当たり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

第2編 機械設備改修工事

1 適用

本工事に適用し、記載されていない事項は設計図による。

2 工事用水及び工事用電力

既存の施設を利用できる。（無償）

3 既設冷媒フロン(R410A)

フロン排出抑制法に基づき適正に処理すること。

- ・行程管理票は受注者において準備すること。
- ・更新機器の「冷媒漏えい点検・整備記録簿」を作成すること。

－以 上－

揖斐川事務所空調設備更新工事

数 量 書

<説明事項>

1. 数量書の取扱い

数量書は、請書第1条に定める仕様書及び図面ではなく、参考資料（参考数量）として取扱う。

2. 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の次の基準を参考に作成している。

- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

3. 数量書の数量

数量書における数量は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の次の基準に基づき算出している。

- ・ 公共建築設備数量積算基準

令和7年度

独立行政法人水資源機構

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備改修工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
請負工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

獨立行政法人水資源機構

[illegible]

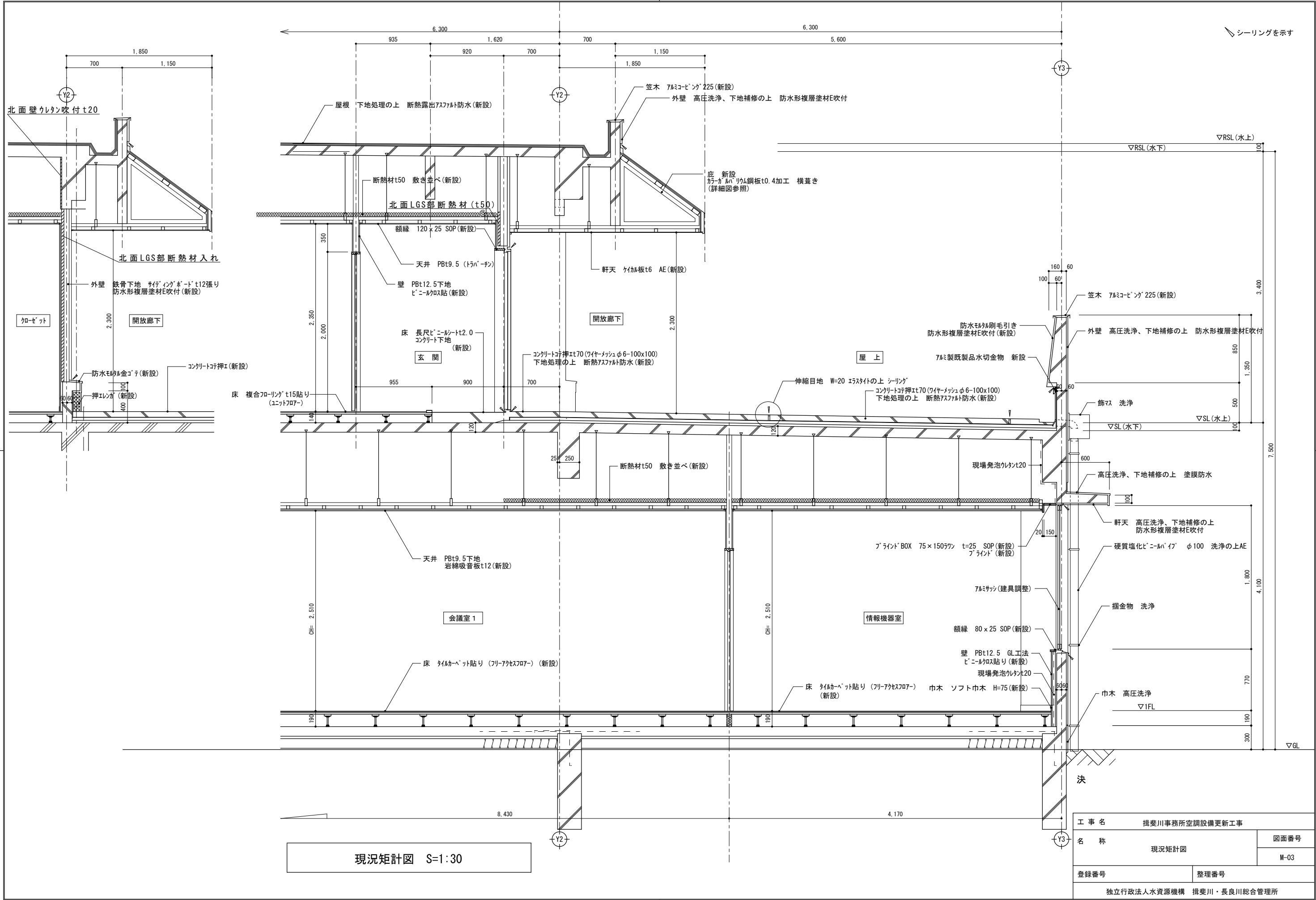
揖斐川事務所空調設備更新工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	登録番号	整理番号
M-01	案内図・配置図	S=1/200		
M-02	空調設備機器表、1階平面図	S=1/100		
M-03	現況矩計図	S=1/30		

※本図面はA 2判をA 3判に縮小したものである。

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所



現況矩計図 S=1:30

工 事 名			揖斐川事務所空調設備更新工事		
名 称			図面番号		
			M-03		
登録番号			整理番号		
独立行政法人水資源機構			揖斐川・長良川総合管理所		



既設空調室内機AC-3の設置状況



既設空調室外機AC-3の設置状況



既設空調室外機AC-3配管状況

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月30日に交付された揖斐川事務所空調設備更新工事の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。